

ブルーライン 志民パトロール隊員に関する協定書

_____ (以下「甲」という。)と NPO 法人 防犯パトロールブルーライン(以下「乙」という。)は、青色パトカー共同運用について、次のとおり協定を締結します。

(目的)

第1条 この協定は、甲と乙の間において、相互理解による高い信頼と協力関係に基づき、地域ならびに子供たちの安全を見守ることを目的とします。

(協力内容)

第2条 甲は法令等を遵守するとともに、通常の業務活動を通じて、次に掲げる活動を行います。

(1) ブルーラインの所有する青色防犯パトカーを共同運用して厚木警察署管内全域のパトロールを実施いたします。

また、地域での事件・事故等の発生や前兆事案、不審者に関する情報などを認知した場合には警察へ通報するほか、積極的に声をかけるなど、地域を守る活動に協力します。

(2) 交通事故や火災の現場などに遭遇した場合、初期対応が必要な事案については、負傷者の救助、消防・警察への通報や交通誘導などを行い、関係機関に引き継ぎます。

(秘密の保持)

第3条 甲と乙は、この協定の運用に関して知り得た個人の情報を第三者に漏らしません。

(協定の変更等)

第4条 甲と乙のいずれかが協定内容の変更を申し出た時は、その都度、甲と乙が協議して協定の変更を行うほか、この協定に定めのない事項や疑義の生じた事項については、甲と乙が協議して決定します。

附則

この協定の効力は締結の日から発生し、協定の期間は締結の日から1年間とします。ただし、期間満了の日の30日前までに甲と乙のいずれかから運用停止の申し出がない場合は、自動的にさらに1年間更新するものとし、以降も同様とします。

この協定の締結を証するために本協定書2通を作成し、甲と乙が記名押印のうえ、各自1通を保有します。

平成 年 月 日

甲

乙 NPO 法人 防犯パトロールブルーライン
理事長